

令和5年度館山市教育委員会「学校における働き方改革推進プラン」取組状況

千葉県教育委員会が令和3年3月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」で示された教育委員会の具体的取組について、令和6年3月現在の進捗状況は以下のとおりです。

取組	状況	備考
【取組1】管下学校の業務改善に関して、PDCAサイクル（計画策定・調査・検証・見直し）を構築する。	○	
【取組2】校長の人事評価の面談等において、「業務改善」及び「意識改革」に向けた取組状況や、メンタルヘルス対策の推進について、必ず評価し、適切な指導・助言をする。	△	
【取組3】教職員の出退勤時刻をICTの活用やタイムカードにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築する。	○	
【取組4】働き方改革に推進に係る全庁的な体制を構築する。	○	
【取組5】県教育委員会と市町村教育委員会は、学校の業務改善及び教職員の意識改革の取組について、連携を図り推進する。	○	
【取組6】学校における働き方改革に向けての優れた取組等について、管下の学校や教職員に紹介する。	○	
【取組7】スクラップ&ビルドの観点（または、スクラップの観点）から、総業務量が増加しないよう留意する。	○	
【取組8】教育委員会が主催する研修会や会議等で、働き方改革に係る協議、情報発信、事例紹介などを行い、積極的に取組の推進を図る。	○	
【取組9】月の時間外在校等時間が恒常的に80時間超となっている教職員の勤務実態について把握し、各学校長又は当該教職員に対して改善のための指導・助言をする。	○	
【取組10】教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等については、緊急時の教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等ができるような体制を整備する。	△	令和6年4月から実施
【取組11】校務の効率化のため、ICTの積極的な活用を推進する。	○	

取組	状況	備考
【取組 12】学習指導に係る業務（授業、授業準備、課題作成、採点等）へのICTの積極的な活用を推進する。	○	
【取組 13】各学校における部活動の実態を確認し、活動時間や休養日等が部活動ガイドラインや学校の活動方針に沿って順守されているか点検するとともに、必要に応じて指導・助言する。	○	
【取組 14】部活動の大会・行事への参加日程及び参加方法が教職員への過度な負担とならないよう、学校へ指導・助言する。	○	
【取組 15】教育委員会として、緊急時の連絡方法を確保した上で、管下学校の学校閉庁日を、長期休業期間中に年間5日以上設定する。	○	
【取組 16】学校へ調査等を行う場合は、その必要性を十分精査するとともに、実施する場合でも、実施方法を工夫するなどにより、学校の負担軽減を図る。	○	
【取組 17】学校の各種研究会及び学校職員が参加する研修会等を整理・精選するとともに、実施する場合も可能な限りオンライン開催への移行を図るなど、業務改善につながる工夫をする。	○	
【取組 18】校長が、学校運営上の必要性や個々の教職員の働き方に応じて、勤務時間や勤務形態の柔軟な運用ができるよう、通知等を通じて指導を徹底する。	×	
【取組 19】教職員が行う授業準備や校内掲示物の作成などの事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ等や、教職員に代わり部活動の指導や大会の引率等を行う部活動指導員等の学校への配置を促進する。	○	
【取組 20】登下校に関する対応や勤務時間外での生徒指導等をはじめとして、保護者や地域、ボランティア等をお願いすることが可能な業務について精選し、外部との連携を一層強化する体制を構築する。	×	
【取組 21】教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解が得られるよう、PTA等に説明会や文書等により必要な要請を行う。	○	